

因島医師会介護老人保健施設ピロードの丘運営規程

(目的)

第1条 一般社団法人因島医師会が開設する因島医師会介護老人保健施設ピロードの丘（以下「施設」という。）において行う介護老人保健事業（以下「事業」という）の運営管理について必要な事項を定める。

2 短期入所療養介護、通所リハビリテーションに係る運営規程は別に定める。

(施設の目的)

第2条 原則として介護保険法の要支援、要介護者を対象に入所サービス、在宅サービス（短期入所療養介護、通所リハビリテーション）を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の従事者（以下「従業者」という）は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、サービス計画に基づき、看護、介護、及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活の復帰を目的とする。

2 事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 当施設では、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 因島医師会介護老人保健施設ピロードの丘

(2) 所在地 尾道市因島中庄町 1955 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する管理者、従業者は次のとおりとする。

(1) 従業者の職種及び員数

管理者	1名（常勤）
医師	1名（常勤、管理者兼務）
薬剤師	1名（非常勤）
看護職員	7名以上（常勤）
介護職員	20名以上（常勤）
支援相談員	3名（常勤）
理学療法士	4名（非常勤）
作業療法士	1名（非常勤）
言語聴覚士	1名（非常勤）
管理栄養士	1名（常勤）、1名（非常勤）
介護支援専門員	2名（常勤）、1名（非常勤）

調理員、事務員その他施設の運営に必要な従業者は必要数。

(2) 従業者の職務内容

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、その業務を事業の責任者に代行させることができる。

医師は、利用者の病状及び心身の状況を把握し、必要な医学的対応を行う。

薬剤師は、利用者に必要な薬剤の管理を行う。

看護職員は、利用者に必要な看護、介護及び日常生活の援助を行う。

介護職員は、利用者に必要な介護及び日常生活の援助を行う。

支援相談員は、利用者及び家族の介護支援相談を行う。

理学療法士、作業療法士は、利用者の必要に応じて個別的なリハビリテーション等を提供し機能の維持向上に努める。

管理栄養士は、利用者の栄養管理・栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

介護支援専門員は、利用者の介護支援を行う。

(入所者定員)

第6条 入所定員は80名とする。

(介護サービスの内容)

第7条 介護保健施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック
- (5) 退所時指導
- (6) 口腔衛生の管理

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 その他の費用として居住費、個室の提供に係る追加的費用、日常生活において通常に必要なとなる費用、事務管理費、食費、利用者が選定する特別な食費及び理美容代等は別に定める。

3 前項に係るサービスを提供する際は、予め利用者又は家族に対しそのサービス内容と費用について説明し同意を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 従業者の指示に従いルールを守って利用する。
- (2) 他の利用者の迷惑にならないようにする。
- (3) 喫煙場所以外での喫煙は厳禁とする。

(身体的拘束等に関する事項)

第 10 条 利用者又は、他の利用者等の生命若しくは身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及びその他の方法により、入所者の行動を制限しないものとする。

利用者の行動を制限する場合は、利用者及び家族に対し、事前又は事後、速やかに行動を制限する根拠・内容・期間について説明する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第 11 条 当施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第 12 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第 13 条 施設は、消防計画等の防災計画に基づき、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第 14 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第 15 条 利用者に対する事故が発生した場合、市町村、利用者の家族等に対して連絡等の必要な措置を講じる。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐ策を講じる。

(相談窓口・苦情対応)

第 16 条 事業についての要望や苦情は、支援相談員が担当する。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 職員の質的向上を図るため、研修の機会を設ける。

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。このことは、退職後においても同様とする。

3 この規程に定める事項のほか、施設の運営に関する重要事項は、一般社団法人因島医師会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、広島県知事の開設許可の年月日から施行する。

2. 平成 24 年 5 月 2 日一部改正

3. 平成 24 年 6 月 1 日一部改正

4. 平成 24 年 6 月 20 日一部改正

5. 平成 24 年 10 月 1 日一部改正

6. 平成 24 年 12 月 1 日一部改正

7. 平成 25 年 4 月 1 日一部改正

8. 平成 26 年 4 月 1 日一部改正

9. 平成 27 年 4 月 1 日一部改正

10. 平成 27 年 5 月 1 日一部改正

11. 平成 27 年 6 月 1 日一部改正

12. 平成 28 年 4 月 1 日一部改正

13. 平成 28 年 5 月 1 日一部改正

14. 平成 28 年 11 月 1 日一部改正

15. 平成 29 年 4 月 1 日一部改正

16. 平成 29 年 8 月 1 日一部改正

17. 平成 30 年 4 月 1 日一部改正

18. 平成 31 年 4 月 1 日一部改正

19. 令和 2 年 4 月 1 日一部改正

20. 令和 3 年 4 月 1 日一部改正

21. 令和 4 年 4 月 1 日一部改正

22. 令和 6 年 3 月 8 日一部改正

23. 令和 6 年 4 月 1 日一部改正

24. 令和 8 年 4 月 1 日一部改正

25. 令和 8 年 4 月 16 日一部改正